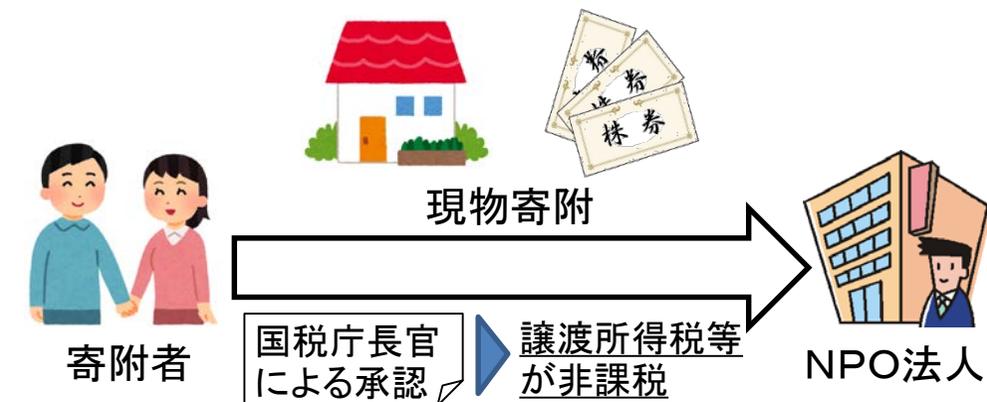


# 現物寄附のみなし譲渡所得税等の非課税特例が拡充されます(2020年4月1日施行)



全てのNPO法人

## 【一般特例】

次の承認要件を満たすものとして承認を受けると非課税となる。

- ① その寄附が公益の増進に著しく寄与すること
- ② 寄附した財産が、寄附があった日から2年以内に公益目的事業の用に直接供される、又は供される見込みであること
- ③ その寄附により、寄附をした者の所得税又は寄附をした者の親族等の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること

**認定NPO法人  
特例認定NPO法人**

**特例**

## 【承認特例】

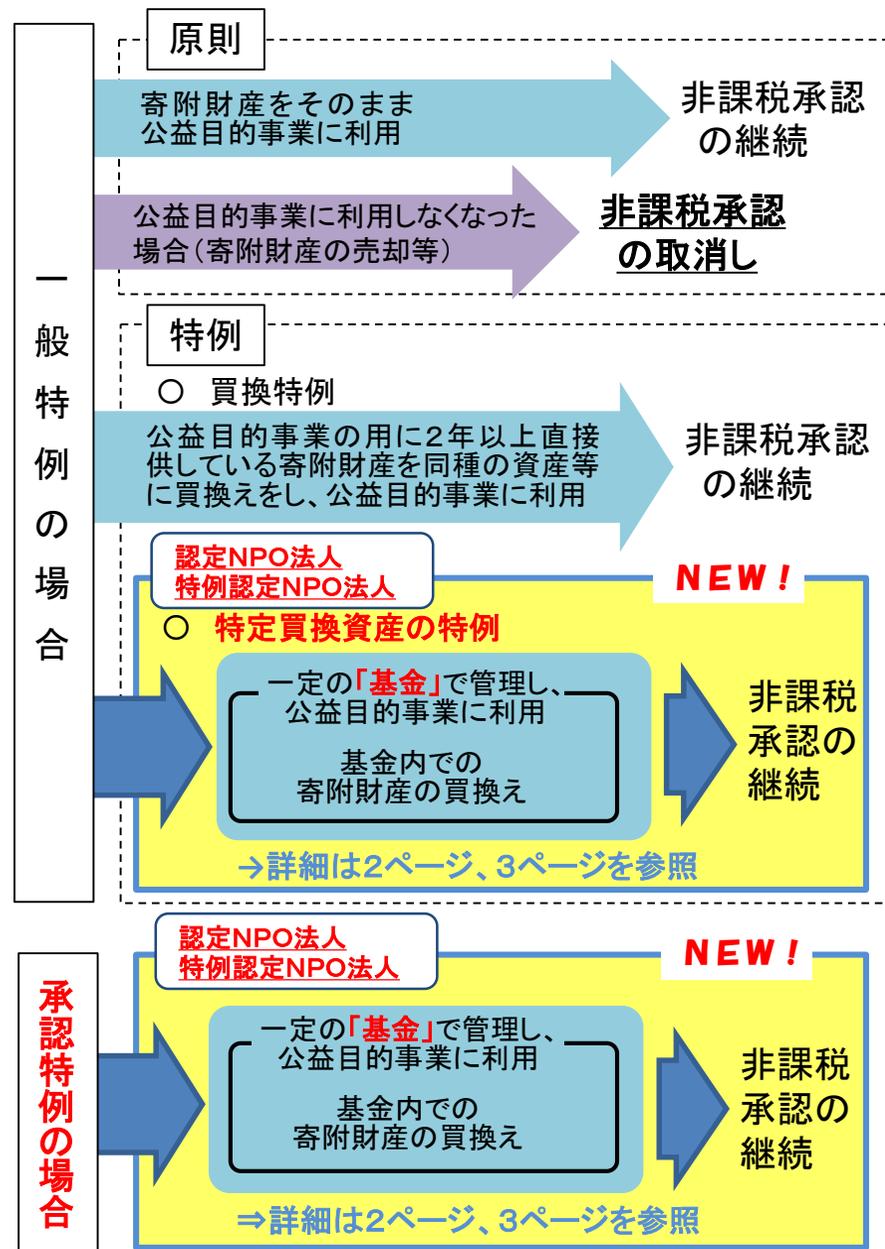
**NEW!**

一定の要件を満たす場合には、**1か月又は3か月以内**に国税庁長官の承認又は不承認の決定がなかったときは、**その承認があったものとみなされ、非課税**となる。

〈主な承認要件〉

- ・寄附財産を基金に組み入れる方法により管理すること
  - ・NPO法人の役員や社員及びそれらの親族等以外の者からの寄附
- 詳細は2ページ、3ページを参照

非課税承認後



※黄色の部分(「NEW!」の表示がある部分)について2020年4月から拡充されました。

# 「承認特例」及び「特定買換資産の特例」について

**認定NPO法人又は特例認定NPO法人**(以下「認定NPO法人等」といいます。)に対する現物寄附について、一定の要件を満たす場合には承認申請書の提出があった日から**1か月又は3か月以内に承認する特例(承認特例)の対象**となりました。

また、**既に一般特例の非課税承認を受けているNPO法人も、認定NPO法人等に該当する場合には、他の資産への買換えが柔軟になる特例(特定買換資産の特例)の対象**となりました。

## 承認特例

- 現物寄附のうち一定の要件を満たすものについては、承認申請書の提出から**1か月以内**(寄附財産が株式等の場合は**3か月以内**)に国税庁長官の承認又は不承認の決定がなかったときは、**その承認があったものとみなされ非課税**となる。
- 承認特例の適用を受けた場合は、**基金内で寄附財産の柔軟な買換えが可能。**
- 特例適用に当たっては、寄附財産の管理方法(一定の基金に組み入れる方法)について**事前に所轄庁の証明が必要**

### 【承認要件】

- ① 寄附した人が寄附を受けた認定NPO法人等の役員等及び社員並びにこれらの人の親族等に該当しないこと。
- ② 寄附財産について、寄附を受けた認定NPO法人等において**一定の基金に組み入れる方法**により管理されていること。
- ③ 寄附を受けた認定NPO法人等の理事会等において寄附の申出を受けること及び上記②の組入れが決定されていること。

※「一定の基金に組み入れる方法」の詳細は3ページを参照

## 特定買換資産の特例

- 一般特例の非課税承認を受けた寄附財産を、一定の基金に組み入れる場合は、**基金内で寄附財産の柔軟な買換えが可能。**
- 特例適用に当たっては、寄附財産の管理方法(一定の基金に組み入れる方法)について**事前に所轄庁の証明が必要**であるほか、**寄附財産を譲渡する前日までに認定NPO法人等の所轄税務署への届出が必要。**

### 【適用要件】

- ① 基金に組み入れる方法についての証明を受ける時まで認定NPO法人等に該当していること。
- ② 寄附を受けた法人において**一定の基金に組み入れる方法**により管理されている寄附財産を譲渡したこと。
- ③ 上記②の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買換資産を取得し、これを上記②の**一定の基金に組み入れる方法**により管理すること。
- ④ 認定NPO法人等が、上記②の譲渡の日の前日までに、寄附財産の譲渡予定日などの一定の事項を記載した届出書及び譲渡財産が一定の基金に組み入れる方法で管理されたことを確認できる書類の写しを所轄税務署に提出すること。

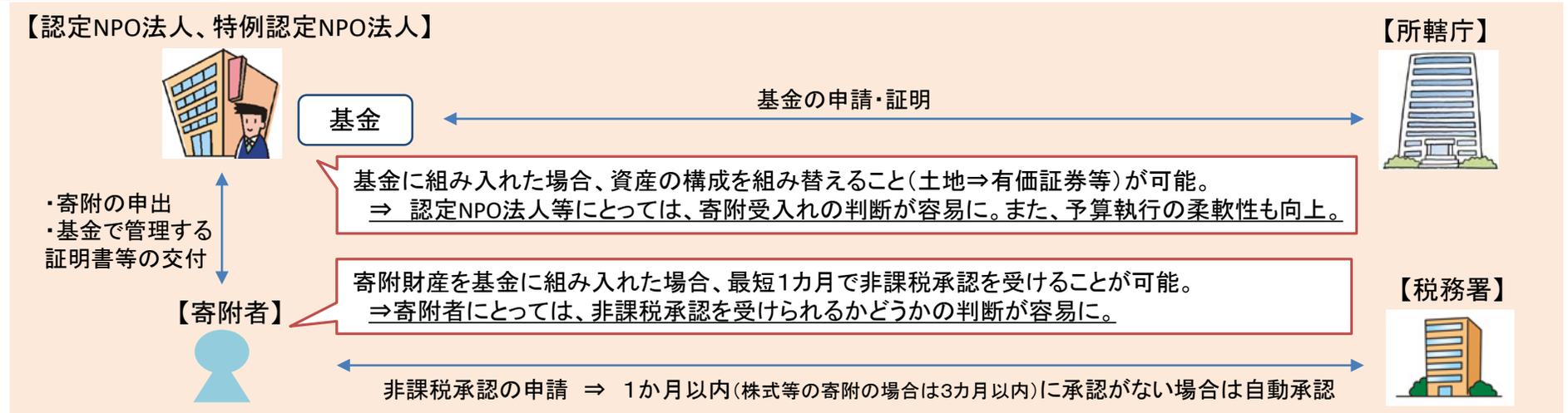
(注) 上記④の届出書が上記②の譲渡の日の前日までに所轄税務署に提出されない場合、非課税承認が取り消される場合がある。

【注意点】認定NPO法人等が、認定の失効等の理由により認定NPO法人又は特例認定NPO法人に該当しなくなった場合には、寄附財産が「一定の基金に組み入れる方法」により管理されなくなったこととなるため、非課税承認が取り消されて**寄附者又は法人に課税されることがあります。**

詳しくは「証明申請等の手引き」をご参照ください。

# 承認特例及び特定買換資産の特例における「基金」制度

## イメージ



## 基金の設置について

- 承認特例及び特定買換資産の特例を受けるためには、**認定NPO法人等において、告示に定める要件を満たした基金を設置し、所轄庁が要件の確認をしたことの証明を受ける必要**があります。
- 基金設置に係る要件は以下のとおりです。
  - ・ 基金が、**他の経理と区分して整理**されていること
  - ・ 当該基金が特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する**特定非営利活動に係る事業に充てられることが確実**であること
  - ・ 当該基金に**組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金(当該収入金で取得した資産を含む。)**を当該基金に**組み入れることとしている**こと
  - ・ 基金の管理及び運用に関する**重要事項について審議する合議制の機関を設置**していること
  - ・ 当該基金に組み入れた財産について必要な事項を記載した**基金明細書**であって監事の監査を受けたものを、**毎事業年度終了後3月以内に、所轄庁に提出**するとともに、**その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間、当該認定NPO法人等の主たる事務所の所在地に保存**することとしていること

【注意点】基金に組み入れた寄附財産については、速やかに(原則として寄附日から2年以内)に特定非営利活動に係る事業の用に供してください。  
(認定NPO法人等に該当しなくなった際に寄附者に課税されることがあります。詳しくは「証明申請等の手引き」をご参照ください。)

(注) 非課税措置の実際のご利用に当たっては、税理士などの専門家や税務署等へご相談ください。